高知県観光博覧会 どっぷり高知旅博
ロゴマーク使用マニュアル

KOCHI
TABIHAKU

令和8年11月
大河ドラマを生かした博覧会推進協議会事務局

１．ロゴマークの使用について

・高知県観光博覧会 どっぷり高知旅博ロゴマークは、
高知県観光博覧会「どっぷり高知旅博～ジョン万のふるさとを巡る旅」
（期間：令和９年12月４日（土）～令和11年１月27日（土））
の開催にあわせてデザインされたものです。

・「どっぷり高知旅博～ジョン万のふるさとを巡る旅」のPRまたは高知県のPRの目的に使用することができます。

・営利目的、非営利目的にかかわらず使用することができます。

・使用料は無料です。

・使用を希望する場合は、原則、事前に許可を得る必要があります。

・使用できる期間は、原則、令和11年１月27日までです。

・別添のロゴマークデザインマニュアルに従って使用してください。

2. 使用にあたっての手続き

高知県ＰＲの目的で使用すること（営利･非営利問わない）

右記以外

教育目的
報道目的
個人私的利用

手続不要

観光協会等の観光振興事業
国･地方自治体
県の外郭団体等関係団体

一部手続が必要

使用見本の提出

使用を希望する日の10日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、大河ドラマを生かした博覧会推進協議会会長にメールで**見本**を提出ください

第５条　暴力団排除条項に該当していない

使用許可申請書と使用見本の提出が必要です

使用を希望する日の10日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、大河ドラマを生かした博覧会推進協議会会長にメールで**使用許可申請書**と**見本**を提出ください

【許可】

使用することができます
使用中に以下のような事例が判明した場合、使用差し止めとし、商品の回収等の措置を請求します

【例】ロゴ等の一部使用、縦横比率の変更等法令･公序良俗に反する 第三者の利益を害する場合

【不許可】

使用要件を充足せず補正にも応じない場合、不許可とします

※不許可により申請者が損失を受けることがあっても、その補償の責めは負いません

３．以下に該当する場合は使用できません

・ロゴの縦横の比率が変わるなど形状、図柄が変形している場合

・法令や公序良俗に反する場合

・博覧会の信用やイメージを損なうおそれがある場合

・特定の個人、宗教的行事、政治活動等に使用する場合

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122 号）
第2条に定める営業を行う者が使用する場合

・デザインの改変等を行う場合

・暴力団や、暴力団と関係をもつ者が使用する場合

・第三者の利益を侵害する場合

・使用規程、デザインマニュアル、使用マニュアルを守らない使用方法

※その他、デザインの禁則事項については、別添のロゴマークデザインマニュアルを参照

４．届け出先/問い合わせ先

大河ドラマを生かした博覧会推進協議会　事務局
（高知県観光振興部観光政策課内）
ロゴデザイン担当

780-8570
高知県高知市丸ノ内１丁目２番20号
（本庁舎５階）
088-823-9143
020101@ken.pref.kochi.lg.jp